

平成20年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成21年1月14日(水)午前10時00分～

2 開催場所 9B会議室

3 出席者

(1) 委員 A

B

C

D

E

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

事務局 [開会]

事務局 本日は、本年度第1回目の会議であると同時に、委員改選後初めての会議でもあります。しばらくの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。

まず、本年度初めての会議であり、また、委員の改選も行われた後ということですので、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

[委員自己紹介]

事務局 ありがとうございます。

それでは次に、事務局から自己紹介させていただきます。

[事務局自己紹介]

事務局 それでは会長の選出、職務代理者の指名に移ります。

まず、会長の選出につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第18条の規定によりまして、「審議会に会長を置き、委員がこれを互選する」こととなっておりますので、委員の皆様に会長の互選をお願いしたいと思います。

どなたかご推薦があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

E委員 先程の自己紹介の中で、前回まで会長でいらっしゃった委員と、かなり情報交換しているというお話を頂いた、宇都宮大学の教授でいらっしゃるA委

員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ただいまA委員を会長にというご意見がありました。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

事務局 ありがとうございます。

それでは、A委員を会長と決定いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、A委員、会長席に御移動をお願いします。

[A委員、会長席に着く]

事務局 この後の進行につきましては、A会長にお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、改めまして、今、会長に選出いただきましたAです。

次第によりますと、会長が選ばれた後に、職務代理者の指名ということになっています。これは、個人情報保護条例施行規則の第28条第1項の準用規定ということで、同規則第18条第3項によりまして、職務代理者については会長が指名するということになっていますので、私から指名させていただきたいと思ひます。

それでは、B委員にお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

御了解いただきましたので、職務代理者はB委員にお願いいたします。

それでは早速ですが、本日は案件が2件ありますので、順番に実施機関から説明をいただき、後でまとめて内容について審議したいと思ひます。

まず、1件目の議題ですが、平成20年度諮問第1号「個人住民税の公的年金からの特別徴収事務について」、実施機関より説明をいただきたいと思ひます。

[実施機関による説明]

会 長 ありがとうございました。

それでは、今の説明について何かご質問等がありましたらお願いしたいと思ひます。

B委員 根拠法令について、「今回の諮問内容を認める直接の根拠はない。」と資料

1 頁目に書かれてありますが、同じ資料の 4 頁目以降の関連法令を見ると、当然、何か提供するようなことが書かれているように見受けられるのですが。例えば地方税法第 3 2 1 条の 7 の 5 を見ると、「当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額その他総務省令に定める事項を、～当該年金保険者に対しては当該年度の初日に属する 7 月 3 1 日までに通知しなければならない。」とあります。これを見ると、当然、その特別徴収税額をその保険者に対して通知することが前提となっているようですが、これでも根拠はないということになるのでしょうか。

実施機関 電子データでやりとりするような、そのような根拠がないということで、ここに記載させていただきました。

事務局 個人情報保護条例の第 9 条に、電子計算組織の結合の制限について規定されています。「実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の者の電子計算組織又は電子計算機と通信回線による結合をしてはならない。」とありますが、今回の件は、一部人の手を介したりしていますけれども、通信回線を介してデータのやりとりをしますので、今回、この審議会にお諮りしたところでございます。データ提供をする法的根拠はありますが、電子組織を結合してデータのやりとりをしていいという根拠規定にはなっていないということです。

会 長 今回の点についてはよろしいですか。

B 委員 要するに地方税法では、第 3 2 1 条の 7 の 2 のように決まっていて、個人情報保護条例においては今のような決まりがあるということですか。

実施機関 そのとおりです。

B 委員 では、個人情報保護条例に基づいて今回の措置を考えているということではよろしいのでしょうか。

実施機関 はい。

B 委員 要は回線で結ぶことについてということだけですね。

実施機関 はい。

E 委員 具体的に聞きたいのですがけれども、今、住民税は一般徴収だと年間 4 回ですよ。年金の受給は年間 6 回の偶数月。

実施機関 そのとおりです。

E委員 データ提供時期が7月ということであると、年金からの特別徴収は、8月分から、10、12、2、4月までという5回なのですか、それとも6月まで含めた6回なのですか。どちらなのでしょう。

実施機関 住民税は、6月と8月と10月と1月の4回に分けて、もし全体で4万円だったら、4回に分けて1万円ずつ4回納めていただくことになります。初年度は、情報が7月に入ってくるものですから、6月、8月は間に合わないのです、1期、2期分については、納付書で納めていただきまして、10月分以降の住民税について、10月、12月、2月の偶数の月が年金支給日なので、10月、12月、2月の3回、天引きします。つまり、初年度は徴収4回分のうち、2回分を納付書で納めて、残りの2回分については、年金で3回に分けて納めるという変則的な形になります。税額は6月にならないと決まらないものですから、どうしてもタイムラグが出てしまいます。初年度についてはそのような形になりますが、次年度からは、今度は4月から天引きするのですけれども、10月、12月、2月で天引きした額をそのまま持ってきて、後半で調整をするという形になります。つまり、初年度は、納付書と特別徴収が混在してしまうということです。

E委員 要望なのですけれども、年金受給者というのはもうお年寄りなのですよね。今のような複雑なことを言われると、混乱のもとになるので、何とかならないのですかね。

実施機関 PRのほか、ダイレクトメールでその内容を送ることを考えております。

E委員 例えば初年度は、今までどおりでいいですよということもできるのですか。

実施機関 できません。

E委員 できないのですか。

C委員 個人情報保護とは違うのですけれども、年金者に対するこの特別徴収と普通徴収の言葉の説明等をきちっとしないと。私もこの資料をいただいたときに、何が何だかわからないので、パソコンでいろいろ調べました。普通徴収でも年金を受給している方は年金から引かれると大変だから、手持ちの中から一括納付するというのが、今までできたと思うのですけれども、今後、住民税についてはそれはできないのですよね。

実施機関 できません。

C委員 できないのですよね。国民健康保険のほうは一括でもいいよという通知は来たのですけれども、そういうことができないとなると、本当に徹底して周知しないとだめかなと。でもこれはもう法律で決まったものなのですよ。

実施機関 2期分は1回で納められるのですが、後半は天引きになってしまうので、ちょっときついのかなと思います。PRにつきましては、絵や図も入れながら、できるだけわかりやすい形でやりたいと思っています。

E委員 その特別徴収対象者というのは、試算で大体どれぐらいの割合になるのですか。

実施機関 60歳以上で年金を受ける方が12万人ぐらい宇都宮市におられて、そのうち65歳以上が9万人ぐらいいます。さらにそのうち税金がかかる方は3万人、3分の1程度です。ある程度収入額がないと住民税はかからないもので、65歳以上の人は単身ですと大体150万円位、配偶者がいると200万円位まで年金をもらわないと税金はかかりません。ただし、社会保険庁は全員に対し、該当する、しないについて通知します。

会 長 用語解説で説明されている言葉のうち、eL TAXやASPは、どのくらい前から使われているものなのですか。

実施機関 eL TAXは、地方税の電子申告を推進しようということで国が開発したシステムです。都道府県レベルでは平成18年度ぐらいから、法人県民税、事業税といったものの電子申告がスタートしております。都道府県レベルでは自分でサーバーを持って、それらのデータのやりとりをしているのですが、今回は、国が、そのような電子申告を推進しようということで、ASP事業者のサービス網を利用できるような形にしてきたということです。平成20年1月からASPサービス網を利用して電子申告ができるような仕組みになっておりますので、この2・3年ぐらいの動きです。

会 長 それでは、以上で質疑はよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

[実施機関（市民税課）退室]

会 長 次に、2件目の議題であります平成20年度の諮問第2号「特定健康診査等データの通信事務について」、実施機関から説明をいただきたいと思いません。

[実施機関による説明]

会 長

どうもありがとうございました。

それでは、今の内容について質問等がありましたらお願いします。

まず、2頁目の5の(2)の⑥なのですが、ここだけ下線が引かれていますけれども、補足の説明をしていただけますでしょうか。

実施機関

①から⑤までについては、全国統一のフォーマットで入れる部分でございますが、⑥だけは、その後ろの括弧にありますとおり、宇都宮市が市単独事業として実施している部分の項目なものですから、①から⑤までとは少し性質が異なるものであるという意味で表記をしております。

会 長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

E委員

国保連に対して、今までデータの提供はやっていなかったのですか。

実施機関

一般的な病気の場合、個人の方が医療機関で受診をした場合に、そのレセプトが国保連に回り、3割は自己負担ですけれども、7割が国保連から支払われることとなります。その7割分のお金については、市が国保連へ納めた後、国保連を通じて各医療機関に支払われます。お金の流れは以上です。

次に、レセプトの流れですが、病気の内容や、どのような薬を使っているかとか、それらのデータは医療機関から国保連に行って、国保連からまた市のほうに戻ってくるというようになっています。

E委員

一応、市と国保連とのデータのやりとりはこれまでもあったということですね。

実施機関

はい。

E委員

それに今度は新たな事業が付加されるということですね。

実施機関

はい。

E委員

それと、先程、特定健康診査・特定保健指導の内容が確定しないことがあったり、宇都宮市と国保連の間でデータ管理システムの詳細に不明な点があったりして本審議会に諮るのが遅れたという説明がありましたが、国民健康保険対象者に対して、平成20年度の事務については迷惑はかからなかったのですか。

実施機関

国民健康保険の該当者の方に御迷惑はかかりませんでした。こちらにお諮りするのが遅れたということだけです。

会 長           ほかはいかがでしょうか。

それでは、質疑はこれで終了します。

[実施機関（保険年金課・健康増進課）退室]

会 長           次に、今説明がありました2点につきまして、審議に移りたいと思います。

2件とも電子計算組織の結合という内容だったのですが、まず1号、「個人住民税の公的年金からの特別徴収事務について」、説明をいただいた内容で差し支えないかどうかという判断になりますが、この点について、ご意見いかがでしょうか。

E委員         新たに特別徴収義務者として加わった者に対しての情報提供であり、これまでも特別徴収義務者に対しては情報を出していたということなので、反対する理由はないのですけれども、ただ対象者がお年寄りの方で、年齢を重ねるにつれて理解が難しくなってくると思われまから、そのあたりのわかりやすい事前のPR等をしっかりやっていただければというふうに考えています。

会 長           例えば、諮問内容は問題ないということでも、今出たご意見のような要望等も、あわせて実施機関にお伝えするというような形でよろしいでしょうか。

事務局         この審議会で出た意見として所管課に伝えさせていただきますして、所管課で検討させたいと思います。

会 長           それでは、この諮問について差し支えないかどうかということと、あわせて、今ご意見いただきましたような要望事項等がありましたらお伝えいただけるということですので、それを踏まえてご意見いただきたいと思いますが、今特に反対する理由はないというご意見でしたが、ほかの委員の方もそのようなご判断でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長           ありがとうございます。

それでは、諮問第1号につきましては、電子計算組織の結合を行って差し支えないということで意見がまとまったとご理解いただきたいと思います。

次に、諮問第2号「特定健康診査等データの通信事務について」、平成20年4月から既に実施しているということについても説明がありましたが、この点いかがでしょうか。

- C委員 これも、メタボ健診の項目がふえていますね。
- E委員 これまでレセプトといいますか、一般診察を受けたものについての支払事務とかでデータのやりとりはしているのです。それに今度はメタボ健診をやりなさいよ、それをどうしますかというその事業が付加されるという話だと思うのです。ですから、これも反対する理由はないのかなと。
- 会 長 本題とは全然関係ないのですけれども、この74歳までというのは、何か理由があるのですか。
- C委員 75歳になると後期高齢者になるからですよ。
- 事務局 そのとおりです。国民健康保険から外れて後期高齢者医療制度に変わりますことから、74歳となっているところです。
- E委員 そうすると、同じようなことが後期高齢者の制度のほうから出てくるのですか。
- C委員 後期高齢者には、多分この特定健診、メタボの健診はないのではないですか。
- 事務局 そうだと思います。
- D委員 それは、後期高齢者医療制度ができたときに随分批判されました。
- 会 長 これも本題と違うのですけれども、この根拠法令の第20条に、高齢者の医療の確保に関する法律というのが書かれていますけれども、40歳も高齢者という扱いになるのでしょうか。
- 事務局 40歳以上というのは、昔でいえば健康手帳が出た年です。
- D委員 老人保健の対象者が40歳以上なのですね。
- 事務局 その他、近いところでは介護保険の第2号被保険者というのが40歳以上です。
- 会 長 それでは、諮問の第2号につきましても、特に問題ないということでしたら電子計算組織の結合を行って差し支えないということによろしいでしょうか。
- B委員 私は、国保連の審議会に参加している関係上、審議を辞退させていただきます。
- 会 長 今そのようなお立場について御説明がありましたが、ほかの委員の方はよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]



会 長            ありがとうございました。

                  それでは、諮問第2号につきましても電子計算組織の結合等を行って差し支えないという判断としたいと思います。

                  それでは、2件承認を得られましたので、答申につきましては今ご承認いただいた方向で会長一任で作成するというにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

                  [「異議なし」と言う人あり]

会 長            それでは、答申作成した後は、委員の方々には事務局を通じてその内容を送付いたしまして、指定の期日までに内容をご確認いただくという手続になりますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

                  [「異議なし」と言う人あり]

                  それでは、そのように進めていきたいと思いますので、よろしく願います。

                  以上で、本日の審議は終了しましたが、その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

                  [「特になし」と言う人あり]

会 長            それでは、事務局のほうから何かありますでしょうか。

事務局            本日のこの審議会の議事録につきましては、後日準備ができ次第、各委員の皆様へ郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長            それでは、平成20年度第1回の宇都宮市個人情報保護運営審議会につきましては、すべて審議が終了しましたので、これで終了いたします。本日はありがとうございました。